

別表4

特会法により決算参照書に添付することが規定されている書類(平成22年度の状況)

特別会計名	歳入歳出決定 計算書	債務に 関する 計算書	積立金 明細表	資金 増減 実績表	貸借 対照表	損益 計算書	その他
勘定名	(9①)	(9②一)	(9②二)	(9②三)			
交付税及び譲与税配付金							
交付税及び譲与税 配付金	◎	◎	○	○	—	—	—
交通安全対策特別 交付金	◎	○	○	○	—	—	—
登記	◎	◎	○	○	—	—	—
地震再保険	◎	◎	◎	○	◎ (35)	◎ (35)	—
国債整理基金	◎	◎	○	× (44①)	—	—	◎ 注(3)
外国為替資金	◎	◎	◎	◎	◎ (81)	◎ (81)	—
財政投融资							
財政融資資金	◎	◎	◎	◎	◎ (60)	◎ (60)	◎ 注(4)
投資	◎	◎	○	○	◎ (60)	◎ (60)	—
特定国有財産整備	◎	◎	○	○	—	—	—
エネルギー対策							
エネルギー需給	◎	◎	○	○	—	—	—
電源開発促進	◎	◎	○	◎	—	—	—
労働保険							
労災	◎	◎	◎	○	◎ (106)	◎ (106)	—
雇用	◎	◎	◎	◎	◎ (106)	◎ (106)	—
徴収	◎	◎	○	○	◎ (106)	◎ (106)	—

特別会計名	歳入歳出決定 計算書	債務に 関する 計算書	積立金 明細表	資金 増減 実績表	貸借 対照表	損益 計算書	その他
勘定名	(9①)	(9②一)	(9②二)	(9②三)			
年金							
基礎年金	◎	○	◎	○	◎ (121)	◎ (121)	—
国民年金	◎	○	◎	○	◎ (121)	◎ (121)	—
厚生年金	◎	○	◎	○	◎ (121)	◎ (121)	—
福祉年金	◎	○	○	○	—	—	—
健康	◎	◎	○	○	◎ (121)	◎ (121)	—
児童手当及び 子ども手当	◎	◎	◎	○	—	—	—
業務	◎	◎	○	◎	◎ (121)	◎ (121)	—
食料安定供給							
農業経営基盤強化	◎	◎	○	○	◎ (135一)	◎ (135一)	◎ 注(5)
農業経営安定	◎	◎	○	○	◎ (135一)	◎ (135一)	◎ 注(6)
米管理	◎	◎	○	○	◎ (135一)	◎ (135一)	◎ 注(6)
麦管理	◎	◎	○	○	◎ (135一)	◎ (135一)	◎ 注(6)
業務	◎	◎	○	○	◎ (135一)	◎ (135一)	◎ 注(6)
調整	◎	◎	◎	◎	◎ (135一)	◎ (135一)	◎ 注(6)
国営土地改良事業	◎	◎	○	○	—	—	◎ 注(7)

特別会計名	歳入歳出決定 計算書	債務に 関する 計算書	積立金 明細表	資金 増減 実績表	貸借 対照表	損益 計算書	その他
勘定名	(9①)	(9②一)	(9②二)	(9②三)			
農業共済再保険							
再保険金支払基金	◎	○	○	○	△	△	—
農業	◎	○	◎	○	◎ (147)	◎ (147)	—
家畜	◎	○	◎	○	◎ (147)	◎ (147)	—
果樹	◎	◎	○	○	◎ (147)	◎ (147)	—
園芸施設	◎	○	◎	○	◎ (147)	◎ (147)	—
業務	◎	◎	○	○	—	—	—
森林保険	◎	◎	◎	○	◎ (155)	◎ (155)	—
国有林野事業	◎	◎	○	○	◎ (167一)	◎ (167一)	◎ 注(8)
漁船再保険及び漁業共済保険							
漁船普通保険	◎	○	◎	○	◎ (179)	◎ (179)	—
漁船特殊保険	◎	○	◎	○	◎ (179)	◎ (179)	—
漁船乗組員給与保険	◎	○	◎	○	◎ (179)	◎ (179)	—
漁業共済保険	◎	◎	○	○	◎ (179)	◎ (179)	—
業務	◎	◎	○	○	—	—	—
貿易再保険	◎	◎	◎	○	◎ (190)	◎ (190)	—
特許	◎	◎	○	○	—	—	—

特別会計名	歳入歳出決定計算書	債務に関する計算書	積立金明細表	資金増減実績表	貸借対照表	損益計算書	その他
勘定名	(9①)	(9②一)	(9②二)	(9②三)			
社会資本整備事業							
治水	◎	◎	○	○	—	—	◎ 注(9)
道路整備	◎	◎	○	○	—	—	◎ 注(9)
港湾	◎	◎	○	○	—	—	◎ 注(9)
空港整備	◎	◎	○	○	—	—	◎ 注(9)
業務	◎	◎	○	○	◎ (207) 注(10)	◎ (207) 注(10)	—
自動車安全							
保障	◎	○	◎	○	◎ (219)	◎ (219)	—
自動車検査登録	◎	◎	○	○	—	—	—
自動車事故対策	◎	◎	◎	○	◎ (219、 附63)	◎ (219、 附63)	—

注(1) 本表において、「◎」は特会法に基づき添付されているもの、「○」は特会法に当該書類を添付する規定はあるが該当がないため添付が省略されているもの、「△」は特会法に当該書類を添付する規定はないが参考として添付されているもの、「×」は特会法において特例的に当該書類を添付することを要しないとされているもの、「—」は特会法に当該書類を添付する規定がないため添付されていないものを示す。

注(2) 括弧書きは、特会法において当該書類を添付することを規定している条文である。  
例：(9②一)は特会法第9条第2項第1号を、(附63)は特会法附則第63条を示す。

注(3) 国債整理基金の年度末基金残高表(44②)

注(4) 運用資産明細表(60)

注(5) 財産目録(135二)、農地等の売払い及び買収に関する実績表(135三)

注(6) 財産目録(135二)

注(7) 事業実績表(附167一、附231⑤)、借入金の借入れ及び償還実績表(附167二、附231⑤)、  
受益者負担金に係る債権の発生及び回収実績表(附167三、附231⑤)

注(8) 財産目録(167二)、直轄治山事業に係る事業実績表(167三)

注(9) 事業実績表(207)

注(10) 都市開発資金の貸付けに係るもの

注(11) 本表に記載している書類のほかに、特会法以外の個別法に基づき添付されている書類がある。